

供託されても

ひるまない

徴収職員のための

供託制度の知識と対処法

吉国智彦 [著]

A5判・360頁 定価 本体：4,500円+税

- 滞納処分の実務担当者が知っておきたい供託制度の仕組みについて、具体的な供託事案に即して基本から丁寧に解説。
- 供託物の払渡請求など、滞納処分手続きを進行中の徴収職員が取るべき法的対応策を解説。
- 事案概要図によって、複雑な事実関係や法律関係を容易に理解することができる。
- 当事者(供託者・供託所・被供託者)の複雑な関係をわかりやすく、図式化。



自治体の
徴収事務担当者
必携!

第5章 徴収業務と供託

託通知書の発送ができなかった場合に当たり、供託通知を要しない(実務供託入門-91)。

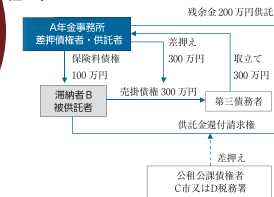
6 残余金の供託金還付請求権を差押えする場合

滞納処分が債権を全額差押えし、同額を取り立てた結果、残余金が生じ、弁済供託したときに、他の滞納処分又は同滞納処分がその後に発生した債権によって供託金還付請求権を差し押さえすることができる(図44)。

差押調書の差押債権欄は、「A年金事務所が滞納者Bを被供託者として平成29年8月1日供託番号平成29年度第999号により残余金を供託したことによる金2,000,000円の還付請求権及び債権差押通知書到達日までの確定利息の支払請求権」として差し押さえすることにより、利息(第4章第2節4参照)を含めて取り立てることができる。

供託所では、債権差押通知書を受け取ったときは、受付の旨及びその年月日時を記載し、受付の順序に従って、譲渡通知書等綴り込帳に記載し(供託規則第5条)、その年月日及び書面の種類を副本ファイルに記録する(供託事務取扱基準規則第75条)のみで足りるとされている(実務供託入門-318)。

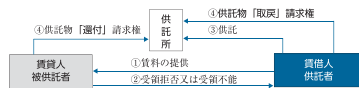
(図44)



第2章 供託制度の基本

権、供託「金」取戻請求権、供託「金」還付請求権と表記している箇所がある。

(図4) 供託物払渡請求権の構造



(図5)



徴収職員体験記 2

正確性が要求される

徴収処分・滞納処分の遂行には、研修(自己研修を含む)と実務経験の両方が不可欠である。

筆者は、前職(社会保険庁・日本年金機構)で管理職となった以降は、指導する立場である。滞納処分の研修となれば、どうしても差押え、捜索、滞納処分と強制執行等との関係、債権譲渡、相殺など、財産の差押えとその周辺に関する題材に多く対応することになりがちで、これら過程の中で供託を取り上げていた。いわば、供託は付録としての研修項目であったということが正直なところである。

本来、供託に就いて、一コマ集中的に研修項目を設定すべきであったと反省をしている。ある滞納処分の関連として供託を取り上げるようでは、中途半端な講義とならざるを得ない。

前職場の退職直前は、研修センター教授を担当していた。集合研修は、職場から隔離されて、学ぶことに集中できることが大きな効果である一方、欠点は、受講者の知識水準が同一でないことである。勿論、初級・中級・上級



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

はしがき
略語表

●徴収職員体験記・提言編(判例が読める職員)

第1章 供託の意義

- 1 供託との出会い
- 2 供託の沿革
- 3 供託の字解
- 4 供託の意義
- 5 供託の根拠法令
- 徴収職員体験記1(主観論対法律論)

第2章 供託制度の基本

第1節 供託制度の当事者

- 1 難解な供託制度
- 2 供託者
- 3 被供託者
- 4 供託者と被供託者の当事者能力
- 5 供託の当事者適格
- 6 供託所
- 7 供託所の機能(現金取扱庁と非現金取扱庁)
- 8 供託官の位置付け
- 9 供託官の職務とその権限
- 10 供託官の処分に対する不服申立制度

第2節 供託物と供託物払渡請求権

- 1 供託の目的物
- 2 供託物払渡請求権
- 徴収職員体験記2(正確性が要求される)

第3章 供託の構造

- 1 供託手続きの流れ
- 2 供託物払渡請求権の差押え又は譲渡
- 3 供託物取戻請求権と供託物還付請求権の関係
- 4 供託物取戻請求権の処分と還付請求権の行使
- 5 供託の受託
- 6 供託金払渡手続き
- 徴収職員体験記3(暗躍する地産師)

第4章 供託制度の概要

第1節 供託の種類

- 1 弁済供託
- 2 徴収法上の担保供託
- 3 裁判上の担保供託
- 4 営業保証供託
- 5 執行供託

- 6 混合供託
- 7 選挙供託
- 8 没取供託
- 9 保管供託
- 10 強制執行の権利供託と義務供託
- 11 仮差押えの権利供託
- 12 執行供託と転付命令
- 13 滞調法の権利供託・義務供託
- 第2節 供託金の変動
- 1 供託金の利息
- 2 供託金利息の利率経過
- 3 供託金利息の払渡請求権者
- 4 供託物払渡請求権の差押えとその効果への効力
- 5 供託金払渡請求権の消滅時効
- 徴収職員体験記4(知識の引き出し)

第5章 徴収実務と供託

- 第1節 徴収法上の債権差押えの取扱い
- 1 債権差押えと供託の関係
- 2 債権の全額差押え
- 3 債権を全額差押えする立法趣旨
- 4 一部差押えの問題点
- 5 処理を複雑化する一部差押え
- 6 債権譲渡と債権差押えの競合
- 7 差押えと債権譲渡通知との先後が不明である場合の債権者不確知供託

第2節 滞納処分実務と供託

- 1 残余金が生じる場合
- 2 弁済供託の要件
- 3 供託場所
- 4 弁済供託書の作成例
- 5 弁済供託の通知
- 6 残余金の供託金還付請求権を差押えする場合
- 7 仮差押解放金債権の差押え
- 8 みなし仮差押解放金債権の差押え
- 9 仮差押解放金の取立て

第3節 金銭債権に対する差押えの競合その1(滞調法)

- 1 滞納処分による差押え後の強制執行による差押え
- 2 滞納処分の債権差押えと強制執行による債権差押え
- 3 強制執行による差押えの効力拡張の理由
- 4 取立て等の制限
- 5 滞調法上の権利供託
- 6 供託することができる金額
- 7 第三債務者への供託等の教示
- 8 第三債務者からの事情届

- 9 事情届があった場合の処理
- 10 債権差押えの基本の遵守
- 11 供託金の還付等
- 12 裁判所の配当
- 第4節 金銭債権に対する差押えの競合その2(滞調法)
- 1 強制執行による差押え後の滞納処分による差押え
- 2 強制執行による差押えの効力の拡張
- 3 差押競合債権
- 4 差押競合債権となった場合の通知など
- 5 滞調法上の義務供託
- 6 供託すべき金額
- 7 第三債務者からの事情届
- 8 裁判所の配当

第5節 金銭債権に対する差押えの競合その3(滞調法)

- 1 滞納処分と強制執行による差押通知が同時到達した場合
- 2 滞納処分と強制執行による差押通知の到達先後不明の場合
- 第6節 混合供託がされている供託金還付請求権の差押え
- 1 滞納処分における執行供託と混合供託での実務
- 2 供託金還付請求権の取立て
- 3 国税庁通達の意味
- 4 混合供託の事実と債権譲渡の承諾
- 5 供託物取戻請求権譲渡及び供託物還付請求権譲渡の確定日付

第7節 仮差押えがされている金銭債権への滞納処分による差押え

- 1 仮差押えと滞納処分による差押え
- 2 仮差押競合債権
- 3 仮差押競合債権における第三債務者の供託
- 4 仮差押競合債権を配当した結果の残余金
- 徴収職員体験記5(こだわりすぎ)

第6章 執行法と保全法による供託

第1節 執行法編

- 1 民事執行と滞納処分の相違
- 2 執行法上の権利供託(執行法第156条第1項)
- 3 執行法上の義務供託(執行法第156条第2項)

第2節 保全法編

- 1 保全法上の権利供託
- 2 仮差押解放金債権の意義

- 3 みなし仮差押解放金債権の意義
- 4 仮差押解放金の取立て
- 徴収職員体験記6(1秒で判断する)

第7章 破産手続開始決定と供託金還付請求権の差押え

- 1 破産手続開始決定と滞納処分による差押え
- 2 基本債権の差押え後に基本債権が供託されたときの取扱い
- 3 破産手続開始決定後の供託物還付請求権との関係
- 4 新たな滞納処分が否か
- 徴収職員体験記7(破産と滞納処分)

第8章 供託の閲覧手続き

- 1 供託物払渡請求権の差押え
- 2 徴収法上の質問及び検査権
- 3 供託に関する書類の閲覧規則
- 4 閲覧を請求できる者(利害関係人)
- 5 官公署からの閲覧請求規定
- 6 閲覧方法
- 7 閲覧申請書の内容
- 8 閲覧による消滅時効中断
- 徴収職員体験記8(時効の制度も実は難しい)

第9章 法令

- 1 供託法(明治32年法律第15号)
- 2 供託規則(昭和34年法律省令第2号)

■様式編

- 1 第三債務者への供託及び事情届提出の教示
- 2 第三債務者からの事情届
- 3 滞調法の事情届通知書(滞納処分→裁判所)
- 4 滞納処分からの残余金受け取りの催告
- 5 副本ファイル閲覧申請書
- 6 滞調法上の差押え及び交付要求解除(通知)書(滞納処分→裁判所)
- 7 滞調法上の債権差押通知書(滞納処分→裁判所)(国税様式)
- 8 滞調法上の滞納現在額申立書(滞納処分→裁判所)(国税様式)
- 9 滞調法上の差押通知書及び交付要求書(滞納処分→裁判所)(国税様式)

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書(第一法規刊)

供託されてもひるまない 徴収職員のための供託制度の知識と対処法

●定価4,860円(本体4,500円) [コード064956]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料450円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

□代金引換により支払います。 □現金引換により支払います。 □現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額(商品の税込価格+送料)の合計が
1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税
※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配達業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

平成 年 月 日

〒 〃 〃 〃
ご住所

機関名

部署名

公用
 私有

フリガナ
ご氏名

TEL 〃 〃 〃

E-mail 〃 〃 〃

お客様よりお預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihoko.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル 〇〇TEL.0120-203-696 〇〇FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
〇〇 FAX.0120-302-640

書店印